

## 新中野ダム大雨洪水時の対応

近年、気象異変による風水害が多く発生しています。特に最近の特徴として集中豪雨などの局地的な災害の発生が頻発しています。このような局所的な集中豪雨は、河川の増水や堤防の決壊などを急激に進展させることから住民の避難が間に合わず人的被害へつながる恐れがあります。

洪水被害を回避するためには「確実で迅速な情報伝達」を通じ、いち早く「安全な場所へ避難」することが重要となります。

新中野ダムでは、洪水が発生し貯水池の水かさが増えて貯水位があらかじめ決められた高さを超えた時点から放流量が増加します。

この時には、あらかじめ、スピーカー又はサイレンで下記の通りお知らせしますので情報に十分注意して下さい。  
また、放流量が増加した時には、ダム下流の河川水位が上昇して危険な状態となりますので川に近づかないようにしてください。

なお、放流に関する通知の時期および方法については、以下の通りです。

1. 放流を開始する約1時間前からスピーカーによるお知らせをします。
2. 放流を開始する約30分前からサイレン又はスピーカーによりお知らせします。

また、あわせて警報車が約15分～30分前に巡回してお知らせします。

### 「スピーカー(音声)によるお知らせ」

放送	休止	放送	休止
60秒	30秒	60秒	30秒

### 「サイレン又はスピーカー(凝似音によるもの)の鳴らし方」

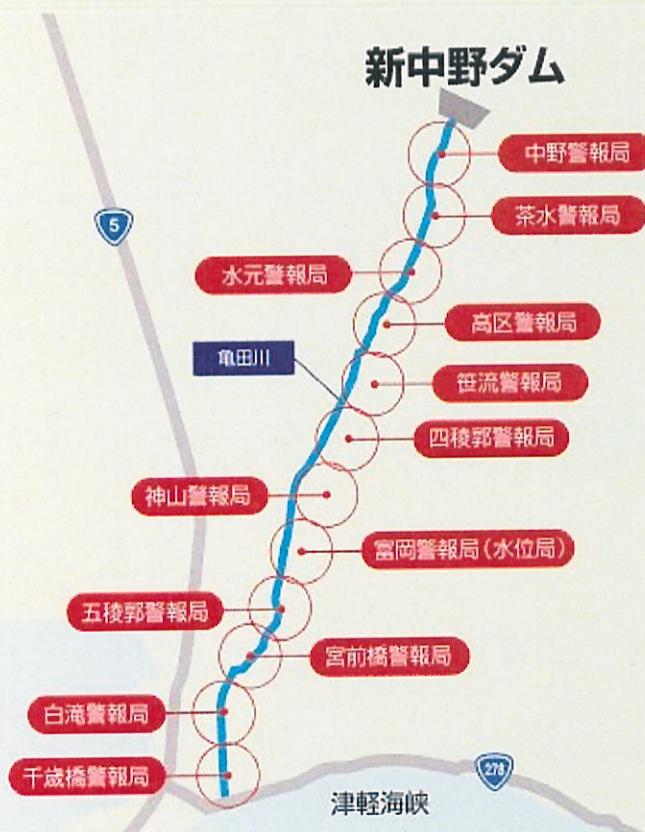
吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 休止  
20秒 5秒 20秒 5秒 20秒 5秒 20秒 5秒 20秒 5秒 20秒 5秒

20秒 休止後 繰返し1回（合計2回）



警報局  
(スピーカー・サイレンによる通知を行います。)

## 新中野ダム警報局位置図



### メモ

□ **避難勧告・避難指示について**災害対策基本法第60条で、次のように定められています。  
「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。」  
このように、洪水の恐れのある場合など危険が迫った時に函館市より避難勧告・避難指示が発せられる場合があります。

洪水時には、私どもの「ダムの情報」とともに細心の注意をお願いします。